

(仮訳)

CERD/C/JPN/CO/10-11

配布：一般

2018年8月30日

原文：英語

人種差別撤廃委員会

日本の第10回・第11回定期報告に関する総括所見

1. 委員会は、2018年8月16日及び17日に開催された第2662回及び第2663回会合(CERD/C/SR.2662 及び 2663)において、日本の第10回・第11回定期報告(CERD/C/JPN/10-11)を審査した。委員会は、2018年8月28日に開催された第2675回会合において、今回の総括所見を採択した。

A. 序論

2. 委員会は、締約国の第10回及び第11回定期報告の提出を歓迎する。
3. 委員会は、締約国の大規模な代表団との率直かつ建設的な対話に謝意を表明する。委員会は、報告の審査に際して提供された情報及び対話に際して提出された書面による追加情報に関して、締約国に感謝する。

B. 肯定的側面

4. 委員会は、締約国による以下の立法的及び政策的措置を歓迎する。
  - (a) 2014年の人身取引対策行動計画の策定及び人身取引対策推進会議の創設
  - (b) 2015年12月25日の第4次男女共同参画基本計画の策定
  - (c) 2016年6月の本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）の施行
  - (d) 2016年12月の部落差別の解消の推進に関する法律の施行
  - (e) 2017年11月の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行

C. 懸念及び勧告

前回の総括所見

5. 委員会は、前回の総括所見(CERD/C/JPN/O/7-9)における複数の勧告が

実施されていないことを懸念する。

6. 委員会は、締約国に対し、今回及び前回の総括所見に含まれる勧告の実行を確保することを勧告する。

#### 人種差別に関する法的枠組み

7. 委員会は、前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 8-9)にもかかわらず、日本国憲法における人種差別の定義が、いまだ本条約第1条に沿うものではないこと及び人種差別を禁止する包括法が締約国に存在しないことを遺憾に思う。(第1条及び第2条)
8. 委員会は、締約国が、人種差別の定義を、本条約第1条第1項に沿ったものとするよう確保し、民族的又は種族的出身、皮膚の色及び世系に基づくものを含むものとするべきとの過去の勧告を強調する。また、委員会は、締約国が、本条約第1条及び第2条に沿った直接的及び間接的な人種差別を禁止する個別の包括的な法律を制定することを要請する。

#### 国内人権機構

9. 委員会は、人権擁護法案の制定手続が2012年に中断され、それ以降国内人権機構の設置に関し何ら進展がないことを懸念する。
10. 締約国が、2017年の普遍的・定期的レビューにおける国内人権機構の設置に向けた努力の促進に関する勧告のフォローアップを受け入れたことに留意しつつ、委員会は、締約国に対し、パリ原則(国連総会決議48/134, 別添)に従い、人権の促進及び保護に関する広範な権限を有する国内人権機構を設置することを勧告する。

#### 本条約4条の留保

11. 委員会は、締約国が、未だ本条約第4条(a)及び(b)の留保を維持し続けており、これが条約の完全な履行に影響を与え得ることを遺憾に思う。(第4条)
12. 表現の自由に関する正当な権利を保護しつつ人種差別的ヘイトスピーチと効果的に闘うための多様な手段を記載した、人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35(2013年)を想起し、委員会は、締約国が本条約第4条の留保を撤回する可能性について検討し、委員会にその結果の詳細に関する情報を提供することを勧告する。

#### ヘイトスピーチ及びヘイトクライム

13. 委員会は、2016年6月に施行された本邦外出身者に対する不当な

差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）を含む、ヘイトスピーチに対処するために締約国がとった措置について歓迎する。しかしながら、委員会は、以下について、引き続き懸念する：

- (a) 同法の適用範囲が狭すぎており、「適法に日本に在留する」者に対するヘイトスピーチに限られ、締約国における民族的マイノリティーに提供された救済措置が非常に限られていること；
- (b) 同法成立後においても、特に、デモ参加者が在日韓国人・朝鮮人といった民族的マイノリティー集団に対する暴力的なヘイトスピーチを用いる集会を通じて、締約国においてヘイトスピーチ及び暴力の扇動が引き続き行われていること；
- (c) インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチ並びに公人によるヘイトスピーチ及び差別的発言が継続していること；及び
- (d) このような犯罪への捜査、起訴が首尾一貫した形ではされておらず、公人及び私人が人種差別的ヘイトスピーチ及びヘイトクライムへの責任を依然として負っていないこと（第4条）

14. 前回の勧告(CERD/C/JPM/CO/7-9, パラグラフ 11)を強調するとともに、人種差別的ヘイトスピーチへの対処に関する一般的勧告35（2013年）を想起し、委員会は締約国に以下を勧告する：

- (a) 全ての者に対するヘイトスピーチが適切に対象に含められ、民族的マイノリティーに属する者への十分な救済措置の提供が確保されるよう、ヘイトスピーチ解消法を改正すること；
- (b) 法的枠組み及び被害者による救済措置へのアクセスを強化するため、本法が対象としていない、犯罪を対象とするような人種差別禁止に関する包括法を定めること；
- (c) 表現及び集会の自由を考慮しつつ、集会におけるヘイトスピーチの使用及び暴力の扇動を禁止し、加害者への制裁を確保すること；
- (d) 自主規制制度の設立を含む、インターネット及びメディアを通じたヘイトスピーチに対処するための効果的な措置をとること；
- (e) 次回の定期報告において、メディアを通じた人種差別の扇動及び人種差別的暴力の防止に関する放送法等の措置の実施及びその影響に関する詳細な情報を提供すること；
- (f) 警察官、検察官、裁判官を含む法執行機関職員に対し、ヘイトクライム及びヘイトスピーチ解消法に関する、犯罪の人種差別的動機の認定、告訴受理及び事件の捜査・起訴のための適切な方策を含む研修を行うこと；

- (g) 私人又は政治家を含む公人若しくは報道機関職員によるヘイトクライム、人種差別的ヘイトスピーチ及び憎悪の扇動に対して、捜査し、適正な制裁を科すこと；
- (h) 次回の定期報告において、被害者の民族的及び種族的出身によって細分化された捜査、起訴、有罪判決に関する統計を提出すること；
- (i) 締約国におけるヘイトクライム、ヘイトスピーチ及び暴力の扇動の撤廃のため、具体的な達成目標及び措置並びに適切なモニタリングを定めた行動計画を制定すること；
- (j) 特にジャーナリスト及び公人の役割及び責任に焦点を当てたものを含む、偏見の根本的原因に取り組み、寛容や多様性の尊重を促進するための教育キャンペーンを行うこと；

#### アイヌの人々の状況

15. 締約国によるアイヌの人々の権利を保護し促進する近年の取組に留意しつつ、委員会は、以下について懸念する。
- (a) アイヌの人々の雇用、教育及び公的サービスへのアクセスにおける差別が引き続き報告されていること、並びにある程度の改善は見られるものの、北海道におけるアイヌの人々とその他の人々との間で生活水準に格差が依然として存在すること
  - (b) アイヌの言語及び文化の保存のための努力がなされているものの、アイヌの人々の土地及び資源に対する権利並びに言語及び文化遺産が十分に確保されていないこと
  - (c) 協議体におけるアイヌの人々の割合が依然少なく、アイヌ政策推進会議に占めるアイヌの人々の割合が約3分の1のみであること(第5条)
16. 先住民族の権利に関する一般的勧告23(1997年)を想起し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
- (a) 雇用、教育、サービスへのアクセスにおけるアイヌの人々に対する差別の解消のための努力を強化すること
  - (b) 「第3次アイヌの人たちの生活向上に関する推進方策」等の現在とられている取組の実施及びその影響の監視を確実に行うこと、並びに次回の定期報告において、アイヌの人々の生活水準向上のためにとられた同措置及び他の措置に関する情報を提供すること
  - (c) アイヌの人々の土地及び資源に関する権利を保護するための措置をとること並びに文化及び言語に対する権利の実現に向けた取組の強化を継続すること
  - (d) アイヌ政策推進会議及びその他の協議体におけるアイヌの代表者の

## 割合を増やすこと

### 琉球／沖縄の状況

17. 委員会は、前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 21)及び他の人権メカニズムからの勧告にもかかわらず、琉球／沖縄の人々が、先住民族として認識されていないことを懸念する。委員会は、さらに、米軍基地の存在によって、沖縄の女性に対する暴力に関する報告及び民間区域における軍用機の事故に関連して琉球／沖縄の人々が直面している問題に関する報告について懸念する。(第5条)
18. 委員会は、締約国が、琉球の人々を先住民族として認識するよう、その立場を見直し、その権利を保護する措置を強化することを勧告する。委員会は、締約国が、女性への暴力を含む、琉球／沖縄の人々の適切な安全と保護を確保し、加害者の適切な起訴及び有罪判決を確保することを勧告する。

### 部落民の状況

19. 委員会は、2016年の部落差別の解消の推進に関する法律の施行を歓迎する一方、部落民の定義が同法及びその他においても存在しないことを遺憾に思う。委員会は、雇用、住居、婚姻における部落差別が継続していることを懸念する。また、委員会は、部落民の戸籍情報への違法なアクセスやインターネット上での公開が、部落民を更なる差別に直面させていることを懸念する。また、委員会は、同法を施行するために割かれたリソースに関する情報の欠如についても懸念する。(第5条)
20. 世系に関する一般的勧告29(2002年)第1条第1項に留意し、委員会は、締約国に以下を勧告する。
  - (a) 部落民と協議し、部落民の明確な定義を定めること
  - (b) 部落民に対する差別を世系に基づく差別であると認識すること
  - (c) 次回の定期報告において、部落差別の解消の推進に関する法律の施行のためにとられた措置及びその影響について更なる情報を提供すること
  - (d) 雇用、住居及び婚姻における部落の人々に対する差別の撤廃に向けた努力を強化すること
  - (e) 2002年の同和特別対策の終了以降の部落民の社会経済的な状況の改善のためにとられた措置に関する情報を提供すること
  - (f) 部落民の権利に影響する全ての政策及び措置について、部落の人々と

の協議を確保すること

- (g) 部落民の戸籍情報の秘密が守られ、戸籍登録情報の濫用に関する事案が捜査、起訴され、加害者が制裁を科されることを確保すること
- (h) 部落差別の解消の促進に関する法律の施行のための十分な予算措置をとること

#### 在日韓国・朝鮮人の状況

- 2 1. 委員会は、数世代にわたり日本に在留し、外国籍を保持する韓国・朝鮮人が、地方参政権を有さず、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる国家公務員として勤務することができないことを懸念する。委員会は、「朝鮮学校」が未だ高等学校等就学支援金の対象外とされているとの報告をさらに懸念する。また、委員会は、多くの韓国・朝鮮人女性が、国籍及び性別による複合的及び交差的形態の差別に苦しんでおり、彼女たちの子供に対するヘイトスピーチにより不安を抱いているとの報告を懸念する。
- 2 2. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告 3 0 (2 0 0 4 年) に留意し、委員会は、締約国に対し、数世代にわたり日本に在留する韓国・朝鮮人に対し、地方参政権及び公権力の行使又は公の意思の形成への参画にも携わる国家公務員として勤務することを認めることを勧告する。委員会は、韓国・朝鮮人の生徒の差別のない平等な教育の機会を保証するため、「朝鮮学校」が高等学校等就学支援金の支給にあたり不公平な取扱いをされないことを保証すべきという前回の勧告(CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 19)を繰り返す。委員会は、韓国・朝鮮人の女性及び子供が、複合差別及びヘイトスピーチから確実に保護されるよう、締約国が努力することを勧告する。

#### イスラム教徒に対するプロファイリング及び監視

- 2 3. 委員会は、法執行機関による外国出身のイスラム教徒に対する民族的又は民族・宗教的プロファイリング及び監視が継続されているという報告を懸念する。
- 2 4. 刑事司法制度の運営及び機能における人種差別の防止に関する一般的勧告 3 1 (2 0 0 5 年) に留意し、委員会は、締約国に対し、警察による外国出身のイスラム教徒に対する民族的又は民族・宗教的プロファイリング及び監視を終了させ、プロファイリング及び集団監視に関する全ての主張につき完全かつ公平な捜査を行い、責任者に責任をとらせ、今後繰り返さないことの保障を含む、効果的な救済措置をとる

ことを勧告する。

#### 女性に対する交差的形態の差別及び暴力

25. 委員会は、外国籍、先住民及びマイノリティー女性の民族的・種族的出身及び性別に基づく交差的形態の差別に関する報告、並びに彼女たちが、貧困からの脱出及び教育、医療、雇用へのアクセスにおいて、様々な固有の障害に直面していることを引き続き懸念する。彼女たちは、しばしば、彼女たち自身やその家族に対する汚名やヘイトスピーチにより不安を感じ、心理的苦痛に苦しんでいる。委員会は、さらに、これらの女性たちに対する暴力に関する報告が引き続きなされ、彼女たちへの暴力に取り組むためにとられた、第四次男女共同参画基本計画（2015年）を含む措置に関する情報の欠落、及びこれらの暴力の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決に関する情報の不足を懸念する。また、委員会は、入管法第22条の4が、夫による家庭内暴力の被害者である外国人女性が在留資格の取消しを恐れて、虐待関係から離れて支援を求めることを妨げるおそれがあるという前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9、パラグラフ17）を繰り返す。

26. 人種差別の性別的側面に関する一般的勧告25（2000年）及び市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、委員会は、以下を勧告する。

- (a) 締約国は、交差的形態の差別に苦しんでいる女性に十分に着目し、彼女たちの直面している具体的な課題をよりよく理解し、それに取り組むための関連する統計をとること
- (b) 外国籍、先住民、マイノリティーの女性が、特に彼女たち自身の状況に影響する意思決定のプロセスに参加する権利及び機会を有すること
- (c) 締約国は、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力を防ぐため、加害者の適切な認定、捜査、起訴、有罪判決を含む措置を早急にとること。委員会は、次回の定期報告において、外国籍、マイノリティー、先住民の女性に対する暴力防止のために第4次男女共同参画基本計画（2015年）の下でとられた具体的措置及び女性への暴力に関して報告された犯罪の被害者の民族ごとの件数及び捜査、起訴、有罪判決の件数のデータに関する情報を求める。また、締約国は、外国籍女性が、在留資格の喪失又は退去強制を恐れて、虐待関係に留まらざるを得ないような影響を与えることがないようにするための法改正を行うべきである。

### 「慰安婦」

27. 委員会は、2015年の韓国との最近の合意を含む、「慰安婦」問題を解決するための取組に関する締約国から提供された情報に留意しつつ、これらの取組が、十分に被害者を中心に据えたアプローチを採用しておらず、生存する「慰安婦」に対し適切に意見を求めておらず、本解決が、第二次世界大戦中及びそれ以前に、軍がこれらの女性に対して犯した人権侵害に対する明確な責任を果たすものではないとの報告を懸念している。委員会はまた、「慰安婦」に関する政府の責任を極小化する複数の公人の発言、及び同発言が生存者にもたらす潜在的な悪影響についても懸念している。
28. 委員会は、締約国に対し、これらの女性の人権侵害におけるその役割に対する責任を受け入れ、全ての国籍の「慰安婦」を含む、被害者中心のアプローチを採用した、「慰安婦」問題の永続的な解決を確保することを勧告する。委員会は、生存する「慰安婦」及びその家族に対する適切な措置を含む、「慰安婦」問題の解決を達成するための取組について、次回の定期報告における詳細な情報を要請する。

### 移住者の状況

29. 委員会は、移住者及び締約国で生まれ育ち教育を受けたその子孫が、依然として住居、教育、医療、雇用の機会へのアクセスの制限を含む、固定化した社会的差別に直面し続けているとの報告を懸念する。(第5条)
30. 委員会は、締約国が、移住者に対する社会的差別の根本的原因に取り組み、住居、教育、医療及び雇用の機会への差別のない平等なアクセスを確保するための措置をとることを勧告する。

### 外国人技能実習制度

31. 委員会は、2017年11月の外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行及び技能実習制度の改正のためにとられた措置について歓迎する一方、政府の監督が不十分であること並びに同法の施行及びその影響に関する情報の欠如を懸念する。
32. 委員会は、締約国に対し、技能実習制度が同法に適合するよう適切に規制され、政府により監視されることを勧告する。委員会は、次回の定期報告において、同法の実施及びその影響に関する情報を要請する。

## 市民でない者の状況

33. 委員会は、以下を懸念する。

- (a) 報告によれば、市民でない者が、外国人であることを理由に、住居及び雇用を拒否されていること
- (b) 報告によれば、外国人又は外国人風の容貌を有する者が、ホテルやレストランといった公共の用に供されている特定の民間施設において、「日本人に限る」といった看板を掲示すること等の方法により、入場やサービスを拒否されていること
- (c) 市民でない者、とりわけ韓国人が、年齢要件のために国民年金制度から除外され続けていること
- (d) 締約国が、市民でない者が障害基礎年金を受けられるための法令改正を未だ行っていないこと
- (e) 市民でない者並びに外国人長期在留者及びその子孫が、日本国籍を有していないことを理由に、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職から除外されていること
- (f) 他の者には許可が必要とされていないにもかかわらず、特定の永住者は、たった1日の出国であっても、出発前に再入国許可を得なければならないこと

34. 市民でない者に対する差別に関する一般的勧告30（2004年）に留意し、委員会は、締約国に以下の点を勧告する。

- (a) 市民でない者及び外国人に対して差別なく住居及び雇用へのアクセスを確保すること
- (b) 差別的な看板の掲示及びホテルやレストランといった民間施設による公共の用に供されるサービスの提供を外国人又は外国人風の容貌を有するという理由で除外する慣習を禁じる法制度を制定し、施行すること
- (c) 市民でない者が国民年金制度の対象となるようにすること
- (d) 市民でない者が障害基礎年金を受給できるよう法令を改正すること
- (e) 市民でない者、特に外国人長期在留者及びその子孫に対して、公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる公職へのアクセスを認めること
- (f) 他の永住者と同様の方法で出入国できるよう、特定の永住者に対し、出国前の許可を得なければならないとの要件を撤廃すること
- (g) 1954年の無国籍者の地位に関する条約及び1961年の無国籍の削減に関する条約の批准を検討すること

### 難民及び庇護希望者

35. 委員会は、締約国で報告された難民認定率（11,000件の申請中19件）が非常に低いことを懸念する。委員会は、期間を定めない庇護希望者の収容を懸念する。委員会は、難民認定申請者が通常は就労することも社会保障を受けることもできず、過密状態の政府施設への依存又は虐待及び労働搾取のおそれにさらされていることを懸念する。
36. 難民及び避難民に関する一般的勧告22（1996年）を想起し、委員会は、締約国に全ての難民認定申請者が適正な配慮を受けるよう確保することを勧告する。委員会は、締約国が収容所の収容期間の上限を導入することを勧告し、庇護希望者の収容が最後の手段としてのみ、かつ可能な限り最短の期間で用いられるべきであり、収容以外の代替措置を優先するよう努力すべきとの、前回の勧告（CERD/C/JPN/CO/7-9, パラグラフ 23）を繰り返す。委員会は、締約国が難民認定申請者に対し、申請から6か月後の就労を認めることを勧告する。

### 人身取引

37. 人身取引対策行動計画2014の改訂を含む人身取引への取組における努力に関する情報に留意する一方、委員会は、マイノリティーの女性及び女兒が未だ締約国において取引の対象とされ、特に性的搾取にさらされているとの報告を懸念する。また、委員会は、締約国が、未だ人身取引を犯罪化する特別法を制定していないこと並びに逮捕及び有罪判決件数が少ないことを懸念する。
38. 委員会は、締約国が、人身取引への取組における努力を強化することを勧告する。委員会は、締約国が、人身取引を犯罪化する特別法を制定し、加害者の徹底的な捜査、起訴、処罰を確保することを勧告する。委員会は、特にマイノリティーの女性及び女兒の人身取引の防止における人身取引対策行動計画の影響に関する情報を要請し、被害者の国籍ごとの、人身取引の加害者に対する捜査、起訴、有罪判決件数に関するデータの提供を要請する。

## D. 他の勧告

### 他の条約等の批准

39. 全ての人権の不可分性に留意し、委員会は、締約国に対し、いまだ批准していない国際人権条約、拷問等禁止条約の選択議定書、死刑廃止

を目指す市民的及び政治的権利に関する国際規約の第2選択議定書、全ての移住労働者及びその家族の権利の保護に関する国際条約、雇用及び職業についての差別待遇に関する条約第111号（1958年）、独立国における原住民及び種族民に関する条約（1989年）を含む、特に人種差別の対象となりうる集団に直接関連する規定を有する条約の批准を検討することを要請する。

#### ダーバン宣言及び行動計画に対するフォローアップ

40. 一般的勧告33（2009年）に照らし、委員会は、締約国が、ダーバンレビュー会議（2009年4月）の成果文書を考慮し、人種主義・人種差別・外国人排斥及び関連する不寛容に関する世界会議（2001年）において採択されたダーバン宣言及び行動計画を実施し、それに従って報告することを勧告する。

#### アフリカ系の人々のための10年

41. 国連総会決議68/237に照らし、委員会は、締約国に、アフリカ系の人々に対する人種差別に関する一般的勧告34（2011年）を考慮し、次回の定期報告にアフリカ系の人々のための10年における枠組みで採択された具体的な措置に関する正確な情報を報告することを要請する。

#### 市民社会との対話

42. 委員会は、締約国が、次回の定期報告の準備及び今回の総括所見へのフォローアップにおいて、引き続き、人権保護に取り組む市民社会組織、とりわけ人種差別と闘うために取り組んでいるものと協議し、対話を促進することを勧告する。

#### 本条約第14条の下の宣言

43. 委員会は、締約国に対し、個人通報を受理し検討する委員会の権限を認める本条約第14条に規定する選択的宣言を行うことを慫慂する。

#### 本条約第8条の改正

44. 委員会は、締約国に対し、1992年1月15日に第14回締約国会合において採決され、決議47/111において国連総会によって支持された、条約第8条6の改正を批准することを勧告する。

#### 共通コア文書

45. 委員会は、締約国に対し、2006年6月に開催された第5回人権条約委員会会合において採決された国際人権条約における報告、特に共通コア文書に関する調和的ガイドライン(HRI/GEN/2/Rev.6, chap. I)に従い、2012年に発行されたコア文書(HRI/CORE/JPN/2012)を共通コア文書に置き換えることを懇請する。国連総会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に、同文書について42,400語の制限を守ることを要請する。

#### 総括所見に対するフォローアップ

46. 本条約第9条1及びその手続規則65に従って、委員会は、締約国に対し、今回の総括所見の採択後1年以内に上記パラグラフ10及び32に含まれる勧告の実施に関する情報を提供することを要請する。

#### 特別の重要性を有する勧告

47. 委員会は、上記パラグラフ14, 22及び34に含まれる勧告が特に重要であることにつき締約国の注意を喚起することを希望し、次回の定期報告においてそれらを実施するためにとられた具体的措置に関する詳細な情報を提供することを要請する。

#### 普及

48. 委員会は締約国の定期報告が、提出されると同時に一般に入手可能なものとされること及びこれらの報告に関する委員会の総括所見を、公用語及び適当な場合には他の一般に使用されている言語で同様に公表されることを勧告する。

#### 次回の定期報告の準備

49. 委員会は、締約国に対し、第71会期で委員会が採択した特定文書のガイドライン(CERD/C/2007/1)及び今回の総括所見において提起された全ての点に対処し、2023年1月14日までに、一文書として第12回～第14回合同定期報告を提出することを勧告する。国連総会決議68/268に照らし、委員会は、締約国に対し、定期報告について21,200語の制限を守ることを要請する。